

我が国においてOECMが果たしうる役割について



本資料の目的

- 我が国においてOECDが果たしうる役割や効果について、具体的な例を挙げて考えることで、本検討の目指すべき方向性についてのイメージを共有する。

保護地域及びOECMの関係性とそれぞれの定義

国土全体	生物多様性の長期的な域内保全に貢献する地域	生物多様性保全が主目的	保護地域
		生物多様性保全が主目的でない	OECM
	貢献しない地域		

保護地域の定義 (CBD第5回国別報告書により報告)

○陸域及び内陸水域

生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域

自然公園 (自然公園法)、自然海浜保全地区 (瀬戸内海環境保全特別措置法)、自然環境保全地域等 (自然環境保全法)、鳥獣保護区 (鳥獣保護法)、生息地等保護区 (種の保存法)、近郊緑地特別保全区域 (首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律)、特別緑地保全地区 (都市緑地法)、保護林 (国有林野の管理経営に関する法律)、緑の回廊 (国有林野の管理経営に関する法律)、天然記念物 (文化財保護法)、都道府県が条例で定めるその他保護地域

○沿岸及び海域

海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律またはその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域

総合海洋政策本部による「海洋保護区」、自然公園 (自然公園法)、自然海浜保全地区 (瀬戸内海環境保全特別措置法)、自然環境保全地域等 (自然環境保全法)、鳥獣保護区 (鳥獣保護法)、生息地等保護区 (種の保存法)、天然記念物 (文化財保護法)、保護水面 (水産資源保護法)、沿岸水産資源開発区域・指定海域 (海洋水産資源開発促進法)、都道府県・漁業者団体等による各種指定区域 (各種根拠制度)、共同漁業権区域 (漁業法)

OECMの定義 (CBD-COP14において採択、環境省による仮訳)

保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの

※四角の大きさは割合を表さない

我が国においてOECMが果たしうる役割

生物多様性の保全・生態系サービスの持続的な利用

(保護地域・OECMによる生物多様性保全上の重要度が高い地域の保全)

1. 野生生物の分布などの科学的な情報にもとづき、例えば絶滅危惧種が集中的に分布する地域など**生物多様性保全上の重要度が高い地域**が、効率的かつ効果的な区域設定によって、**保護地域又はOECMとして保全**されている。

(生物多様性保全に貢献する農林水産業等の土地利用の継続)

2. **農林水産業などの人の営みのある地域**がOECMに位置づけられることで、その土地の**生物多様性保全への貢献が認識**され、生物多様性保全に貢献する**既存の土地利用の継続が促進**されている。

(土地の管理の継続による調整サービスや文化的サービスの享受)

3. 里地里山や都市近郊の自然がOECMに位置づけられることで、**既存の土地の管理が継続**され、**調整サービス (EbA、Eco-DRR、浄化機能等)**や**文化的サービス (伝統的な文化、自然とのふれあい等)**を享受できている。

我が国においてOECMが果たしうる役割

生物多様性の保全・生態系サービスの持続的な利用

(生物多様性の保全のための土地管理の長期性の確保)

4. **生物多様性の保全を主な目的として管理される土地**について、ナショナル・トラスト地化、入会地化、地元自治体等における公有地化等により、**土地管理の長期性が確保**されている

(生態系ネットワークの確保)

5. 森・里・川・海が、**保護地域とOECMを中心として**、河川を基軸とした流域の保全、地域住民や企業等による里地里山及び里海の保全、都市域における緑地の保全などにより、**生態系ネットワークとして生態学的に連結**される。これにより、多様な生息生育環境を必要とする野生生物の繁殖や移動が確保され、**既存の保護地域の保全機能の強化**に貢献するとともに、**気候変動等の影響に対する強靱性が備わっている**。

(地図情報の管理・共有による生態系ネットワークの可視化)

6. **生態系ネットワークの存在が、地図情報の管理・共有を通じて視覚的に認識**されている。

我が国においてOECDが果たしうる役割

社会経済的な状態

(企業やNGO等の価値の向上、ESG投資等の評価への反映)

7. 社有地等がOECDに位置づけられることやOECDの管理に関与していることが、**企業やNGO等の価値の向上**をもたらし、**ESG投資**などの判断において**適切に評価**されている。

(公共的側面の評価を踏まえた土地管理等への支援)

8. **所有地等の土地管理**における生物多様性保全や生態系サービスの長期的な享受といった**公共的側面が正しく評価**され、税制や行政による**支援措置に反映**されている。

(人口減少社会を見据えた国土の効率的・計画的な利用)

9. 土地の状態を自然林や湿地環境へと誘導し、保護地域又はOECDに位置づけることが、**人口減少社会**における耕作放棄地、無居住化集落等への対策のひとつとして**評価**され、**国土が効率的・計画的に利用**されている。

我が国においてOECMが果たしうる役割

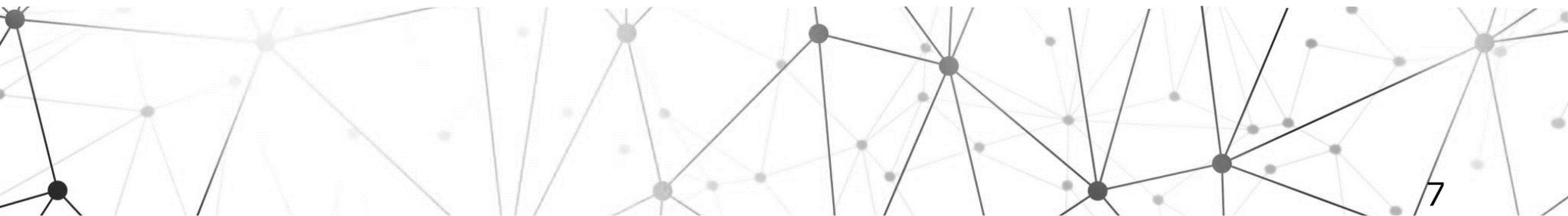
社会経済的な状態

(多様な主体の連携・協働)

10. OECMの管理を契機として**様々な主体（産学官民間やセクター間、地域間）の連携・協働**がもたらされ、地域の伝統行事の継続や共同作業の実施などにも広く波及し、地域の活力向上に寄与している。

(地域の資産としての認知、利用、支援)

11. OECMに位置づけられる土地が、**地域の資産として認知**され、地域において**持続可能な形で利用**され、土地の管理等について**地域から支えられている**。



我が国においてOECMが果たしうる役割

保全目標の達成

(国際パートナーシップによる保全・連携の推進)

12. SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI) やアジア保護地域パートナーシップ (APAP) 等において、OECMに関する取組を通じて**里山里山及び里海の保全や国際的な連携が一層推進**される。

(地方公共団体等の生物多様性保全の成果指標)

13. OECMが地方公共団体等に**生物多様性保全施策の成果指標**として用いられることで、**地方公共団体等の生物多様性保全に関する取組が適正に評価**される。

(地域循環共生圏の構築、里山未来拠点の形成)

14. 地域における**「地域循環共生圏」の構築**や**「里山未来拠点」の形成**において、OECMに関する取組との連携がなされ、各取組が一体的に推進される。

(参考) OECMに関連し得る国際目標・指標

○ポスト2020生物多様性枠組 (0.2ドラフト概要より抜粋)

- ・ 2030年ターゲット 1 「陸域／海域の[50%]以上を空間計画下に置き、自然生態系の[x%]再生を可能にする」
- ・ 2030年ターゲット 2 「陸域／海域重要地域を中心に[30%]保護」

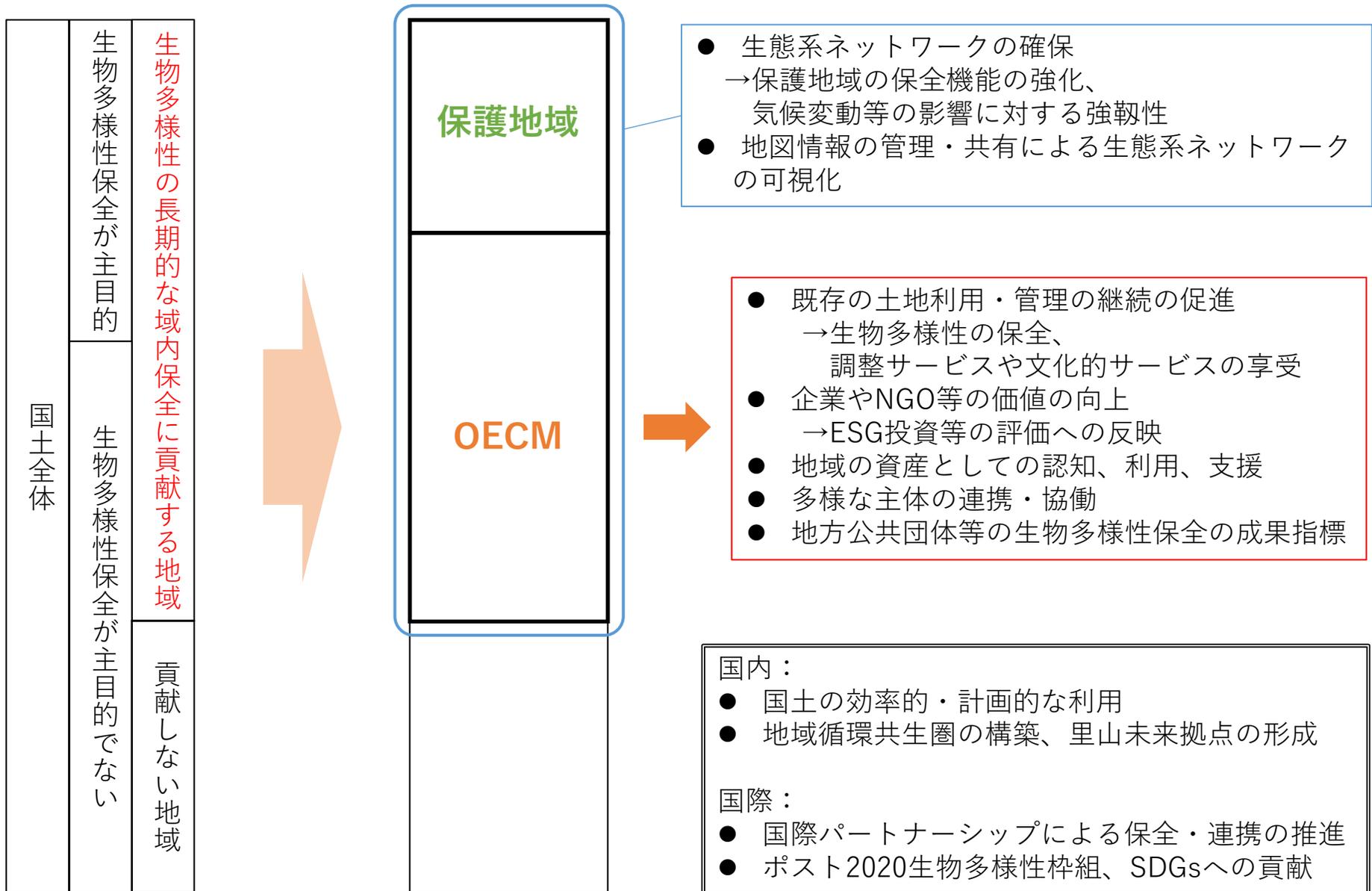
By 2030, protect and conserve through well connected and effective system of protected areas and other effective area-based conservation measures at least 30 per cent of the planet with the focus on areas particularly important for biodiversity

- ・ 2030年ターゲット 3 「種の回復・保全、野生生物との軋轢[x%]減」
- ・ 2030年ターゲット11 「緑地、親水空間へのアクセス [100%] 増加」

○SDGs

- ・ Goal13 [気候変動] : 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ・ Goal14 [海洋資源] : 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ・ Goal15 [陸上資源] : 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

我が国における保護地域とOECMの概念整理とそれらの役割（イメージ）



※四角の大きさは割合を表さない